

令和 8 年度 予算 編成 方針

令和 7 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「マクロ経済運営の基本的考え方」、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」、「中長期的に持続可能な経済社会の実現」などが示された一方、「令和 8 年度予算の概算要求について」（令和 7 年 8 月 8 日閣議了解）では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化」としており、地方自治体においても予算編成にあたり、地域の実情と社会経済動向を見据えつつ、これまで以上の創意工夫が求められている。

本市においては、「名取市第六次長期総合計画」の策定から 5 年が経過し、この間、年少人口の減少や多発する自然災害、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢への影響など、本市をとりまく環境は大きく変化した。こうした状況に柔軟かつ的確に対応していくため、基本構想に定めた理念はそのままに、基本計画の一部見直しを行い、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間に取り組むべき施策を取りまとめ、後期基本計画を策定したところである。

策定にあたっての現況と課題より、本市の人口は、全体としては増加を続けているものの、年少人口については令和 2 年以降減少に転じている状況であることから、少子化対策や移住定住の一層の促進を強化する必要がある。このほか、DX の進展による市民の利便性向上や社会課題の解決、脱炭素社会の構築、アフターコロナにおける人流及び物流の活性化や、当初の計画策定時以降の社会情勢の変化によって生じた新しい行政課題に対して、事業のスクラップ＆ビルドなどにより積極的に取り組む必要がある。

また、「第七次名取市行財政改革大綱」においては、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズの中で、限られた経営資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供するための財政基盤を確立するため、4 つの改革の柱として「連携と協働による地域経営の推進」、「社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進」、「効率的な組織づくりと人材育成」、「持続可能な財政基盤の確立」を掲げて、引き続き行財政改革に取り組むこととしている。

本市の財政状況については、令和6年度決算において税収が125億3千万円余りと前年度を下回ったものの、定額減税の影響を加味すると129億円余りと3年連続で過去最大を更新したが、義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）が歳出総額の約半分を占め、経常収支比率は101.8%と初めて100%を超え、財政の硬直化が進行している。また、人件費や高齢化に伴う社会保障関係経費、及び公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る経費の増加が引き続き見込まれるなど、中長期的な財政運営については、依然として予断を許さない状況が続いている。

このような非常に厳しい財政状況の中ではあるが、令和8年度は後期基本計画の2年目の予算として、前述した新しい行政課題に対する取組を加速させ、持続的に発展するまちの実現を目指していかなければならない。そのため、新しい行政課題を含め全ての事業を対象に「スクラップ・アンド・ビルド」及び「サンセット方式」の考え方のもと、施策・事業の継続の可否を含めた見直しを行い、「選択と集中」を図ることとする。

以上のことを踏まえた上で、令和8年度の予算編成にあたっては、「名取市第六次長期総合計画実施計画（以下「実施計画」という。）」に基づき、創意工夫による経費節減等を行い、限られた財源をこれまで以上に効率的・効果的に活用することを予算編成の基本方針とするので、各部等においては、下記の事項に十分に留意の上、予算要求を行うこと。

記

- 1 要求額の積算に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、コスト及び環境負荷の軽減を意識し積算すること。「第七次名取市行財政改革大綱」に基づき事務改善の着実な実施を図るとともに、経費の節減合理化を徹底して進め、事務事業の積極的な整理、統合を図るなど、所管の予算を抜本的に見直すこと。
- 2 新規事業や投資的経費に係る事業は、実施計画に基づき事業を選定することを基本とし、実施計画にないものは、原則としてこれを認めないものであること。特に、投資的経費に係る事業については、実施計画の調製内容に従い、市

内各地区の実情に応じ、均衡に配慮した要求を行うこと。

- 3 少子高齢化対策、こども政策、移住定住促進、D X推進及び脱炭素化に資する事業などについて、国等における動向を注視しながら情報収集を徹底し、時宜を得た施策を推進すること。
- 4 経常的経費については、国等の制度改正によるものを除き、義務的経費及び繰出金を除いた一般財源ベースで前年度当初予算額以下とすること。なお、国等の制度改正によるものであっても、所要額を抑制するための十分な検討を行うこととし、安易な増額は避けること。
- 5 投資的経費に係る事業、経常的経費に係る事業ともに、関係機関からの情報収集に努め、国県支出金、市債等活用できる財源を漏れなく計上すること。また、国等の補正予算の動向等を注視し、令和7年度に前倒しが可能な事業については、財源措置について十分確認の上、事業の前倒しについて検討すること。
- 6 多様な主体による市民本位の新たなまちづくりを進めるため、地域活動の活性化や地域の人材育成、空港所在都市として海外を含む地域間交流の創出に向けた施策に取り組むこと。事務事業の民営化や民間委託、官民協働等による行政の効率化やサービスの向上が期待できるものについては、適切な業務分析やコスト比較を行った上で、これらの導入に向けた積極的な検討を行うこと。
- 7 地域の特性と魅力を最大限引き出すため、本市が有する地域特性や地域資源をより深く認識するとともに新たに掘り起こすなど、それらを有効に活用した施策に取り組むこと。市の魅力を戦略的に内外へ発信すること等を通じ、地域への誇りと愛着の醸成が図られるような施策を推進すること。
- 8 時代の変化に対応した持続的な発展を目指すため、単に従来の取組を踏襲することなく、本市を取り巻く環境の変化等を勘案した戦略的な取組を推進すること。「名取市D X推進ロードマップ」に基づき、A IやR P Aなど新技術を活用することで行政事務の効率化や市民の利便性向上が期待できるものについては、適切な業務分析やコスト比較を行った上でコスト削減に繋がる取組を進めること。
- 9 歳入予算については、額の多寡を問わず貴重な財源であるという認識に立ち、収入の見積りに当たっては、その確保に十分に配慮すること。特に、新規事業（事業の拡充を含む。）を要求する際は、公費負担のあり方について十分な検討

を行うとともに、受益者負担金や国県補助金、公益団体等による助成金の充当可能性について精査すること。

1 0 特別会計及び企業会計については、経営の基本原則を踏まえ、事業収益の確保に努めるとともに、合理的かつ効率的な運営を行うこと。一般会計からの繰出金については、法令等の基準に基づき措置することとするので、単に財源不足を理由に一般会計に負担を求めることは避けること。

1 1 予算要求に当たっての具体的な方法や留意点等については、「令和 8 年度予算編成要綱」並びに財政課より別途通知する「令和 8 年度予算要求書作成上の留意事項」によること。

1 2 この方針に沿わないと判断される要求書は、受け取らず、差し戻すので特に留意すること。

以 上